

調査対象職種の解説

区 分	職種番号	職 種 名
素材生産業及び素材生産サービス業	1	伐木造材作業者
	2	チェーンソー伐木作業者（自己所有）
	3	チェーンソー伐木作業者（会社所有）
	4	機械伐木造材作業者
	5	機械集運材作業者
	6	伐出雑役

1 伐木造材作業者

山林における立木の伐倒、玉切り、柚角（そまかく）取りの作業又は、素材の大割の作業に従事する者。

樵、造材作業者、立木伐採作業者、間伐作業者、木挽（伐木の木挽）

（注）チェーンソーを使用して作業を行う者は含まない。

2 チェンソー伐木作業者（自己所有）

自己（労働者）の所有するチェーンソーを使用して、立木の伐倒、造材作業に従事する者。

3 チェンソー伐木作業者（会社所有）

使用者（会社、事業主）の所有するチェーンソーを使用して、立木の伐倒、玉切り等の伐木造材の作業に従事する者。

4 機械伐木造材作業者

プロセッサ、ハーベスタ等チェーンソー以外の機械を使用して立木の伐倒、造材作業に従事する者及びフェラーバンチャ等一つの機械を使用して伐木造材作業から集運材作業を一貫して行う作業に従事する者

5 機械集運材作業者

集材機、索道機、貨物自動車等によって、伐倒、造材された素材を伐木現場から一定の地点へ集材又は運材する作業に従事する者。

運転者（トラック、索道機、集材機、積込機、各種ブルドーザー）、運転助手、機械集材作業者

6 伐出雑役

素材生産の現場において、特に定まった技能をもたず単純軽易な作業、雑用に従事する者又は技能習得の目的で各職種の見習中の者及び補助的作業に従事する者。

（注）炊事婦は含めない。